

## 国際課税委員会（第30回）の概要

平成21年6月4日、経団連会館で第30回国際課税委員会を開催しました。今回は国際課税の論点について、委員間で自由討論しました。議論の概要は以下のとおりです。

### 「国際租税制度における論点について」

#### 1、現状認識

金融危機を境に、各国が国際課税の強化に乗り出し、世界的にタックスヘイブン等を利用した脱税・租税回避行為の防止強化への取組が加速化している。G20金融サミットでは「タックスヘイブンを含む非協力的な国・地域に対する措置を実施する」ことが合意され、OECDが税に関する情報交換の国際基準に反する国のリストを公表した。英国は外国子会社配当益金不算入制度、利子控除制限を導入予定で、タックスヘイブン税制の抜本改正は引き続き検討中だ。米国オバマ政権もタックスヘイブンの取り締まりを強化する提案を発表した。一方で、各国の法人税引き下げ競争、各国の課税権のせめぎ合いは今後ますます激化していく。

我が国の成長戦略、我が国企業は海外事業展開を年々深化させており、海外生産・利益比率も年々増加している。今後少子高齢化の進展に伴う国内市場の縮小が見込まれることから、より一層積極的に海外市場を獲得していくことが、我が国固有の成長戦略となっている。

#### 2、論点

このような中での、国際租税制度のあり方についての論点は以下のとおり。

我が国の国際租税制度は、国際的二重課税の調整、国際的租税回避への対応という基本原則に加え、我が国企業の健全な海外事業展開を促進するという観点を踏まえた制度設計が必要ではないか。制度の不備を利用した脱税・租税回避防止行為については、適正な課税等の観点から、G20金融サミットなどの動きも視野に入れつつ、引き続き不断の対応を行っていくことが重要。

我が国の国際租税制度は、金融危機と成長戦略をふまえ、我が国の課税権をどこまでどのように及ぼすべきかという大局的視点から検討されるべきではないか。個別の制度、とくにタックスヘイブン税制の所得別管理方式への移行の是非について、この大局的視点から検討されるべきではないか。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。